



令和5年11月6日

お客様各位

信用組合広島商銀

インボイス制度開始に伴う当組合の対応について

令和5年10月1日より、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されました。信用組合広島商銀は適格請求書発行事業者としての登録を受けておりますので、登録番号をお知らせいたします。

法人・個人事業主のお客さま（以下、お客さま）が、当組合に対してお支払いいただいた各種手数料に含まれる消費税については、当組合が交付する適格請求書（インボイス）に基づいて消費税の仕入税額控除を受けることができます。

なお、当組合のインボイス制度への対応方法については以下のとおりとさせていただきますので、ご通知いたします。

記

1. 適格請求書発行事業者登録番号 T5240005001683

2. 当組合のインボイス制度対応について

(1) 営業店窓口等でお支払いいただく手数料について

営業店窓口等で各種手数料（残高証明書発行手数料、手形小切手発行手数料、融資関係手数料等）をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」を発行いたします。

営業店窓口等に備え付けております「振込依頼書」につきましては、お客さまにお渡しする複写式の「振込手数料受取書」がインボイスの要件を満たすように改訂を実施しております。

(2) 自動振替でお支払いいただく手数料について

預金口座より自動振替にてお支払いいただいている各種手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「通知書」を作成のうえ交付いたします。

「通知書」の交付をご希望されるお客さまは、添付の「通知書 発行依頼書」を窓口にご提出いただく必要がございますので、お取引店までお申し出ください。

通知書のお渡しまで、ご依頼から約10営業日程度頂きますので、ご了承のほど
よろしく願いいたします。

※継続発行の場合は、月初7営業日頃のお渡しとなります。

(通知書に掲載される手数料)

- ・インターネットバンキング 振込手数料
- ・インターネットバンキング 総合振込手数料
- ・インターネットバンキング 月額利用手数料

(3) A T Mでのお取引に係る手数料について

A T Mでのお取引につきましては、インボイスの交付が不要な「自動販売機・
自動サービス機におけるお取引」に該当し、お客さまが一定の事項を記載した帳簿
を保存することで、消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

したがって、A T Mから出力される「ご利用明細票」等については、インボ
イス制度に対応する様式改正は実施いたしませんので、ご了承ください。

3. ご留意事項

交付いたしました適格請求書等に関しては、再発行はいたしかねます。

大切に保管をお願いいたします。

当組合のインボイス制度への対応につきまして、ご不明点がございましたらお取引
店の窓口までお問い合わせください。

なお、お客さまの個別のご事情に応じた具体的な会計並びに税務処理についてのご
相談にお答えすることは、税理士法等により禁じられておりますので、顧問税理士に
ご相談いただきますようお願いいたします。

以 上

通知書 発行依頼書

--	--	--	--	--	--

()

		○

1. お申込区分

発行依頼	継続発行	継続発行解除
------	------	--------

--

2. 発行依頼

普通預金 当座預金 貯蓄預金		
普通預金 当座預金 貯蓄預金		

3. 継続手続き

普通預金 当座預金 貯蓄預金		1. 年1回 2. 年2回	
普通預金 当座預金 貯蓄預金		1. 年1回 2. 年2回	
普通預金 当座預金 貯蓄預金		1. 年1回 2. 年2回	

《 組 合 使 用 欄 》

--	--	--	--	--	--